

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構施行令新旧対照条文

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令（平成十年政令第三百三十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（日本鉄道共済組合等が支給する年金の給付に要する費用等の負担）</p> <p>第二条 法第八条第一項の規定により独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が負担することとされた費用のうち、機構が毎年度において支払つべき額は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。）附則第三十二条第二項の存続組合である日本鉄道共済組合（平成八年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和十三年法律第百二十八号。次条第二項において「平成八年改正前の共済法」という。）第八条第二項に規定する日本鉄道共済組合をいう。以下この項において同じ。）又は平成八年厚生年金等改正法附則第四十八条第一項の指定基金で日本鉄道共済組合に係るもの（第四条において「日本鉄道共済組合等」という。）が当該年度においてその予算に当該支払つべき額として計上した額とする。</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2 前項第一号の負担配分率は、法第九条の規定により承継法人（新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号）附則第十九条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第十一条第二項の承継法人、独立</p>	<p>（日本鉄道共済組合等が支給する年金の給付に要する費用等の負担）</p> <p>第二条 法第八条第一項の規定により日本鉄道建設公団（以下「公団」という。）が負担することとされた費用のうち、公団が毎年度において支払つべき額は、当分の間、公団の当該年度の予算をもって定める。</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2 前項第一号の負担配分率は、法第九条の規定により承継法人（新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号）附則第十九条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第十一条第二項の承継法人、運輸</p>

行政法人鉄道建設・運輸施設整備権の移譲法（平成十四年法律第百八十四号）以下「**機構法**」として）附則第三十二条第一項の規定による解散前の運輸施設整備事業団及び当該承継法人に係る指定法人（平成十八年改正前の平成法律第百十一号の六第二項の指定法人をいづ。次条第三項第一号において同じ。）をいづ。次条において同じ。）が負担することとされた額の算定の基礎となる者（次条第三項第一号において「**負担対象職員**」として）に係る年金たる給付又は年金たる保険給付に要する費用に関して改正前施行法経過措置政令第十三条の二第一項第一号又は第二号の規定の例によりそれぞれ算定した額の総額（次条第三項第一号において「**基礎算定額**」として）を改正前施行法経過措置政令第十三条の二第一項各号に掲げる額を合算した額を除して得た率とする。

第四条 法第九条の規定により承継法人又は機構が負担することとされた額について、各承継法人又は機構が負担する額のうち、各承継法人又は機構が毎年度において支払べき金額は、日本鉄道建設公団が当該年度においてその予算に当該支払べき金額として計上した額とする。

施設整備事業団及び当該承継法人に係る指定法人（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第百八十四号）次条第二項において「平成八年厚生年金改正法」として）第二系の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第百一十八号）次条第二項において「平成八年改正前の共済法」として）第百十一号の六第二項の指定法人をいづ。次条第三項第一号において同じ。）をいづ。次条において同じ。）が負担することとされた額の算定の基礎となる者（次条第三項第一号において「**負担対象職員**」として）に係る年金たる給付又は年金たる保険給付に要する費用に関して改正前施行法経過措置政令第十三条の二第一項第一号又は第二号の規定の例によりそれぞれ算定した額の総額（次条第三項第一号において「**基礎算定額**」として）を改正前施行法経過措置政令第十三条の二第一項各号に掲げる額を合算した額を除して得た率とする。

第四条 法第九条の規定により承継法人が負担することとされた額について、各承継法人が負担する額のうち、各承継法人が毎年度において支払べき金額は、平成八年厚生年金改正法附則第三十一条第一項の存続組行である日本鉄道建設公団（平成八年改正前の平成法律第八号第一項に規定する日本鉄道建設公団をいづ。以下この項において同じ。）又は平成八年厚生年金改正法附則第四十八号第一項の指定基金に日本鉄道建設公団に係るもの（次項において「**日本鉄道建設公団**」として）の当該年度の予算をもって定める。

2 前項の名承継法人が負担する額は 次に掲げる額を合算した額とする。ただし、日本鉄道労組等と承継法人との間に別段の合意がある場合には、この限りでない。

一 前条第一項第一号に掲げる額に、昭和六十二年四月一日(指定法人にあつては、その事業の開始日)において当該承継法人(機構法附則第三条第一項の規定による解散前の運輸施設権事業団にあつては、新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律第五条第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構)に使用される者(役員を含む)となつた負担対象職員(指定法人以外の承継法人にあつては、指定法人の事業の開始日に当該指定法人に使用される者(役員を含む)となつたものを除く)に係る年金たる給付又は年金たる保険給付に要する費用に関して改正前施行法経過措置政令第十三条の二第二項第一号又は第二号の規定の例によりそれぞれ算定した額の総額を基礎算定額を除いて得た率を乗じて得た額

二 (略)

(投資の対象)

第六条 法第二十一条第一項の規定により機構が投資するじうがで
まゝる事業は、次に掲げるものとする。

2 前項の名承継法人が負担する額は 次に掲げる額を合算した額とする。ただし、日本鉄道労組等と承継法人との間に別段の合意がある場合には、この限りでない。

一 前条第一項第一号に掲げる額に、昭和六十二年四月一日(指定法人にあつては、その事業の開始日)において当該承継法人(運輸施設権事業団にあつては、新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律第五条第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構)に使用される者(役員を含む)となつた負担対象職員(指定法人以外の承継法人にあつては、指定法人の事業の開始日に当該指定法人に使用される者(役員を含む)となつたものを除く)に係る年金たる給付又は年金たる保険給付に要する費用に関して改正前施行法経過措置政令第十三条の二第二項第一号又は第二号の規定の例によりそれぞれ算定した額の総額を基礎算定額を除いて得た率を乗じて得た額

二 (略)

3 ~~法第九条の規定により公団が負担するじうがで~~
~~公団が毎年度において支払つべき額は、当分の間、公団の当該年度の予算をもつて定める。~~

(投資の対象)

第六条 法第二十一条第一項の規定により公団が投資するじうがで
まゝる事業は、次に掲げるものとする。

- 一 機構の所有する土地（法附則第三十二条第一項の規定により公団が承継した土地のうち機構法附則第三十二条第一項の規定により機構が承継するものに限る。）に係る宅地の造成及びこれに關連する施設の整備に係る調査 企画若しくは広報又は測量 設計若しくは工事を行う事業
- 二 機構の所有する資産（法第十三条第一項及び第二項に規定する業務（第九条及び第十条において「特別業務」といふ。）に係るものに限る。次号において同じ。）の処分を促進するための調査 企画又は広報を行う事業
- 三 機構の所有する資産が処分されるまでの間において 当該資産を管理し 又は有効に利用する事業

- 一 公団の所有する土地（法附則第三十二条第一項の規定により公団が承継するものに限る。）に係る宅地の造成及びこれに關連する施設の整備に係る調査 企画若しくは広報又は測量 設計若しくは工事を行う事業
- 二 公団の所有する資産（法第十三条第一項から第三項までに規定する業務（第九条及び第十条において「特別業務」といふ。）に係るものに限る。次号において同じ。）の処分を促進するための調査 企画又は広報を行う事業
- 三 公団の所有する資産が処分されるまでの間において 当該資産を管理し 又は有効に利用する事業

（法第二十四条第二項の政令で定める日）

第七条 法第二十四条第二項の政令で定める日は 次のとおりとする。

- 一 法第二十四条第二項第一号に掲げる鉄道施設については 平成十二年三月三十一日
- 二 法第二十四条第二項第二号に掲げる鉄道施設については 当該鉄道施設が鉄道事業の用に供されるようになった日

（鉄道施設の無償譲渡に伴う国庫の取扱いに関する措置）

第八条 法第二十四条第三項の規定により公団に交付する政令からの国庫がなかつたものとしての非課税国庫は 一般会計からの国庫とする。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令第の特例)

第七条 法第十三条第一項及び第二項の規定により特例業務が行われる場合には、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成十五年政令第 号)第十八条第一項中「次に掲げる法令の規定」とあるのは、「次に掲げる法令の規定並びに宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第七十八条第一項及び不動産特定共同業法(平成六年法律第七十七号)第四十七条第三項の規定」とする。

第八条 機構は、特例業務を行う場合においては、都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第七条第一項の規定による市街化区域又は市街化調整区域において、同法第四条第十一項に規定する開発行為(同法第二十九条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第十一号までに掲げるものを除く)を行おうとするときは、当該開発行為について、あらかじめ、都道府県知事(地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市における場合にあつては、当該指定都市、中核市又は特例市の長とし、都市計画法第二十九条の事務が地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により市町

る。

(日本鉄道建設公団法施行令第の特例)

第九条 法第十三条第一項から第三項までの規定により特例業務が行われる場合には、日本鉄道建設公団法施行令(昭和二十九年政令第百二十三号)第十条第一項中「次の法令の規定」とあるのは、「次の法令の規定並びに宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第七十八条第一項及び不動産特定共同業法(平成六年法律第七十七号)第四十七条第三項の規定」とする。

第十条 公団は、特例業務を行う場合においては、都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第七条第一項の規定による市街化区域又は市街化調整区域において、同法第四条第十一項に規定する開発行為(同法第二十九条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第十一号までに掲げるものを除く)を行おうとするときは、当該開発行為について、あらかじめ、都道府県知事(地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市における場合にあつては、当該指定都市、中核市又は特例市の長とし、都市計画法第二十九条の事務が地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により市町

村が処理することとされている場合又は都市計画法第八十六條の規定により港務局長に委任されている場合にあつては当該町村の長又は港務局長とする) に協議しなければならない。

村が処理することとされている場合又は都市計画法第八十六條の規定により港務局長に委任されている場合にあつては当該町村の長又は港務局長とする) に協議しなければならない。

(本州四国運送總公司に対して負担する債務の償還等)

第十一條 法附則第二條第七項に規定する債務の償還額及び当該債務に係る利率の支払額並びにこれらの支払期日は 法附則第二十四條の規定による改正前の日本国有鉄道改進黨法(次項において「改正前改進黨法」といふ)第二十五條第一項及び法附則第六條の規定による改正前の日本国有鉄道運輸事業団法(昭和六十二年法律第九十号 次項において「日事業団法」といふ)附則第十一條第一項の規定により運輸大臣が定めた債務を本州四国運送總公司が償還し又は当該債務に係る利率を本州四国運送總公司が支払つた場合における債務の償還額及び利率の支払額並びにこれらの支払期日(本州四国運送總公司が 支払に對する事務を委託した全體機關に對してこれらの支払期日と異なる日に当該債務の償還額又は当該債務に係る利率の支払額を支払つておこなわれている場合においても その日)とする。

2 法附則第三條第六項に規定する費用は 改正前改進黨法第二十五條第一項及び日事業団法附則第十一條第一項に規定する本州四国運送總公司の債務の償還及び当該債務に係る利率の支払に係る手数料並びに当該償還に係る公債に對する費用としてこれらの費用の總に相當する全額の支払期日は 本州四国運送總公司の当該費用の支

振替口座番号

3 前項に定めるもののほか、当座引当金に充当する債権の償還及び非償還債権に生ずる利子の支払並びに当座引当金の積立による費用の支払に際し受取れる書面は、本州四国銀行株式会社から振替口座に定める口座へ

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
<p>(行政財産である土地を賃し付け又はこれに地上権を設定する)ことができるもの)</p> <p>第百六十九条 地方自治法第 三百二十八条の四第 二項に規定する政令で定めるものは 次の表の上欄に掲げる区分に応じ 当該上欄に掲げるものとする</p>		<p>(行政財産である土地を賃し付け又はこれに地上権を設定する)ことができるもの)</p> <p>第百六十九条 地方自治法第 三百二十八条の四第 二項に規定する政令で定めるものは 次の表の上欄に掲げる区分に応じ 当該上欄に掲げるものとする</p>	
<p>一 (略)</p> <p>二 行政財産である土地に地上権を設定することができるもの</p>	<p>(略)</p> <p>イ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、帝都高速度交通営団、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第三条第一項の許可を受けた鉄道事業者及び軌道法(大正十年法律第七十六号)第三条の特許を受けた軌道経営者</p> <p>ロ、ハ (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 行政財産である土地に地上権を設定することができるもの</p>	<p>(略)</p> <p>イ 日本鉄道建設公団、帝都高速度交通営団、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第三条第一項の許可を受けた鉄道事業者及び軌道法(大正十年法律第七十六号)第三条の特許を受けた軌道経営者</p> <p>ロ、ハ (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>(行政財産に地上権を設定することができる法人)</p> <p>第十二条の三 法第十八条第一項ただし書の規定により国において行政財産である土地に地上権を設定することができる政令で定める法人は 次に掲げる法人とする。</p> <p>一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 帝都高速度交通営団 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第三条第一項の許可を受けた鉄道事業者及び軌道法(大正十年法律第七十六号)第三条の特許を受けた軌道経営者</p> <p>一丁六 (略)</p>	<p>(行政財産に地上権を設定することができる法人)</p> <p>第十二条の三 法第十八条第一項ただし書の規定により国において行政財産である土地に地上権を設定することができる政令で定める法人は 次に掲げる法人とする。</p> <p>一 日本鉄道建設公団 帝都高速度交通営団 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第三条第一項の許可を受けた鉄道事業者及び軌道法(大正十年法律第七十六号)第三条の特許を受けた軌道経営者</p> <p>一丁六 (略)</p>

道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(指定区間内の国道に係る占用料の額)</p> <p>第十九条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国土交通大臣は 指定区間内の国道に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて 特に必要があると認めるときは 前項の規定にかかわらず 前項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め 又は占用料を徴収しないことができる</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し 又は 災害復旧事業を行う鉄道施設及び本州四国連絡橋会社が建設し 又は災害復旧事業を行う鉄道施設並びに鉄道事業法による鉄道事業者又は鉄道事業者がその鉄道事業又は鉄道事業で一般の需要に供するものの用に供する施設</p> <p>四・六 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(指定区間内の国道に係る占用料の額)</p> <p>第十九条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国土交通大臣は 指定区間内の国道に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて 特に必要があると認めるときは 前項の規定にかかわらず 前項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め 又は占用料を徴収しないことができる</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 日本鉄道建設公団が建設し 又は災害復旧事業を行う鉄道施設及び本州四国連絡橋会社が建設し 又は災害復旧事業を行う鉄道施設並びに鉄道事業法による鉄道事業者又は鉄道事業者がその鉄道事業又は鉄道事業で一般の需要に供するものの用に供する施設</p> <p>四・六 (略)</p> <p>4 (略)</p>

改 正 案							
<p>（事業計画）</p> <p>第十五条 法第二十一条第五項の毎年度の事業で政令で定めるものは次に掲げる事業とする</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる事業についてそれぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 業 (略)</th> <th>事業を行う者 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第七条第一号に規定する事項に係る事業</td> <td>地方公共団体 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 帝都高速度交通営団 都市基盤整備公団及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 (略)</p>		事 業 (略)	事業を行う者 (略)	第七条第一号に規定する事項に係る事業	地方公共団体 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 帝都高速度交通営団 都市基盤整備公団及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社	(略)	(略)
事 業 (略)	事業を行う者 (略)						
第七条第一号に規定する事項に係る事業	地方公共団体 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 帝都高速度交通営団 都市基盤整備公団及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社						
(略)	(略)						

現 行							
<p>（事業計画）</p> <p>第十五条 法第二十一条第五項の毎年度の事業で政令で定めるものは次に掲げる事業とする</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる事業についてそれぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 業 (略)</th> <th>事業を行う者 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第七条第一号に規定する事項に係る事業</td> <td>地方公共団体 日本鉄道建設公団 帝都高速度交通営団 都市基盤整備公団及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 (略)</p>		事 業 (略)	事業を行う者 (略)	第七条第一号に規定する事項に係る事業	地方公共団体 日本鉄道建設公団 帝都高速度交通営団 都市基盤整備公団及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社	(略)	(略)
事 業 (略)	事業を行う者 (略)						
第七条第一号に規定する事項に係る事業	地方公共団体 日本鉄道建設公団 帝都高速度交通営団 都市基盤整備公団及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社						
(略)	(略)						

公営用地の取得に関する特別措置法施行令(昭和三十三年政令第 三百八十五号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(特定公共事業)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 法第二条第四号に規定する政令で定める主要なものは 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の 第一項若しくは第一項の規定による指定を受けた道路 都市計画において定められた路面の幅員二十メートル以上の道路若しくは面積六千平方メートル以上の駅前広場又は鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者が設置する鉄道 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道若しくは軌道(供用軌道を除く) 若しくは軌道法(大正十一年法律第七十六号)による軌道(供用軌道を除く)で複線以上のものとなる。</p> <p>3~8 (略)</p>	<p>(特定公共事業)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 法第二条第四号に規定する政令で定める主要なものは 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の 第一項若しくは第一項の規定による指定を受けた道路 都市計画において定められた路面の幅員二十メートル以上の道路若しくは面積六千平方メートル以上の駅前広場又は鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者が設置する鉄道 <u>日本鉄道建設公団が設置する鉄道若しくは軌道(供用軌道を除く)</u> 若しくは軌道法(大正十一年法律第七十六号)による軌道(供用軌道を除く)で複線以上のものとなる。</p> <p>3~8 (略)</p>

改 正 案					
<p>（広域性を有し かつ 根幹となるべき施設）</p> <p>第二条 法第八条第二項に規定する広域性を有し かつ 根幹となるべき施設として政令で定めるものは 次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる施設のうち 交通通信網の幹線又は交通通信の拠点として広域的に整備する必要があるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道施設又は鉄道事業法（昭和六十二年法律第九十一号）若しくは軌道法（大正十年法律第七十六号）の規定による鉄道事業の用に供する施設若しくは軌道</p> <p>ハト (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>（事業計画）</p> <p>第三条 法第八条第三項の毎年度の事業として政令で定めるものは 次に掲げる事業とする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる事業について それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業</p> <table border="1" data-bbox="349 1248 1117 1347"> <thead> <tr> <th>事 業</th> <th>事業を行う者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		事 業	事業を行う者	(略)	(略)
事 業	事業を行う者				
(略)	(略)				

現 行					
<p>（広域性を有し かつ 根幹となるべき施設）</p> <p>第二条 法第八条第二項に規定する広域性を有し かつ 根幹となるべき施設として政令で定めるものは 次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる施設のうち 交通通信網の幹線又は交通通信の拠点として広域的に整備する必要があるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 日本鉄道建設公団が設置する鉄道施設又は鉄道事業法（昭和六十二年法律第九十一号）若しくは軌道法（大正十年法律第七十六号）の規定による鉄道事業の用に供する施設若しくは軌道</p> <p>ハト (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>（事業計画）</p> <p>第三条 法第八条第三項の毎年度の事業として政令で定めるものは 次に掲げる事業とする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる事業について それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業</p> <table border="1" data-bbox="1240 1248 2009 1347"> <thead> <tr> <th>事 業</th> <th>事業を行う者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		事 業	事業を行う者	(略)	(略)
事 業	事業を行う者				
(略)	(略)				

二 (略)

前条第一号ロに掲げる施設に係る事業 (略)	地方公共団体、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社 (略)
--------------------------	---

二 (略)

前条第一号ロに掲げる施設に係る事業 (略)	地方公共団体、日本鉄道建設公団及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社 (略)
--------------------------	--

改 正 案							
<p>(交通施設及び通信施設の整備に関する事項で根幹となるべきもの)</p> <p>①</p> <p>第一条 道路 鉄道 港湾 空港 運河等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項で根幹となるべきものは 次の各号に掲げる施設のうち交通通信網の幹線又は交通通信の拠点として広域的に整備する必要があるものの整備に関する事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道施設又は鉄道事業法(昭和六十二年法律第九十号)若しくは軌道法(大正十年法律第七十六号)の規定による鉄道事業の用に供する施設若しくは軌道</p> <p>三 八 (略)</p> <p>(事業計画)</p> <p>第十条 法第九条第三項の毎年度の事業を政令で定めるものは 次に掲げる事業とする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる事業について それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>事業を行う者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第一条第二号に掲げる施設に</td> <td>地方公共団体 独立行政法人</td> </tr> </tbody> </table>		事業	事業を行う者	(略)	(略)	第一条第二号に掲げる施設に	地方公共団体 独立行政法人
事業	事業を行う者						
(略)	(略)						
第一条第二号に掲げる施設に	地方公共団体 独立行政法人						

現 行							
<p>(交通施設及び通信施設の整備に関する事項で根幹となるべきもの)</p> <p>①</p> <p>第一条 道路 鉄道 港湾 空港 運河等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項で根幹となるべきものは 次の各号に掲げる施設のうち交通通信網の幹線又は交通通信の拠点として広域的に整備する必要があるものの整備に関する事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 日本鉄道建設公団が設置する鉄道施設又は鉄道事業法(昭和六十二年法律第九十号)若しくは軌道法(大正十年法律第七十六号)の規定による鉄道事業の用に供する施設若しくは軌道</p> <p>三 八 (略)</p> <p>(事業計画)</p> <p>第十条 法第九条第三項の毎年度の事業を政令で定めるものは 次に掲げる事業とする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる事業について それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>事業を行う者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第一条第二号に掲げる施設に</td> <td>地方公共団体 日本鉄道建</td> </tr> </tbody> </table>		事業	事業を行う者	(略)	(略)	第一条第二号に掲げる施設に	地方公共団体 日本鉄道建
事業	事業を行う者						
(略)	(略)						
第一条第二号に掲げる施設に	地方公共団体 日本鉄道建						

二 (略)

(略)	係る事業
(略)	鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社

二 (略)

(略)	係る事業
(略)	設法及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社

改 正 案	現 行
<p>（遊休土地の買取りの協議を行う法人）</p> <p>第三十八条の十 法第五十八条の九第一項の政令で定める法人は 港務局 地方住宅供給公社 地方道路公社 空港周辺整備機構 環境事業団 雇用・能力開発機構 首都高速道路公団 新東京国際空港公団 石油公団 地域振興整備公団 中小企業総合事業団 都市基盤整備公団 日本下水道事業団 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 日本道路公団 阪神高速道路公団 本州四国連絡橋公団 水資源開発公団及び労働福祉事業団とする。</p>	<p>（遊休土地の買取りの協議を行う法人）</p> <p>第三十八条の十 法第五十八条の九第一項の政令で定める法人は 港務局 地方住宅供給公社 地方道路公社 空港周辺整備機構 環境事業団 雇用・能力開発機構 首都高速道路公団 新東京国際空港公団 石油公団 地域振興整備公団 中小企業総合事業団 都市基盤整備公団 日本下水道事業団 日本鉄道建設公団 日本道路公団 阪神高速道路公団 本州四国連絡橋公団 水資源開発公団及び労働福祉事業団とする。</p>

都市緑地保全法施行令(昭和四十九年政令第3号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(法第五十二条第一項ただし書の政令で定める行為)</p> <p>第二系 法第五十二条第一項ただし書の政令で定める行為は次に掲げる行為とする</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は本州四国連絡橋公団が行つ鉄道施設の建設(駅 操車場 車庫その他これらに類するもの(以下「駅等」といふ)の建設を除く)又は管理に係る行為</p> <p>十三三十七 (略)</p>	<p>(法第五十二条第一項ただし書の政令で定める行為)</p> <p>第二系 法第五十二条第一項ただし書の政令で定める行為は次に掲げる行為とする</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十一 日本鉄道建設公団又は本州四国連絡橋公団が行つ鉄道施設の建設(駅 操車場 車庫その他これらに類するもの(以下「駅等」といふ)の建設を除く)又は管理に係る行為</p> <p>十三三十七 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第十八条の政令で定める法人）</p> <p>第十四条 法第十八条の政令で定める法人は 港務局 都市真鍮鑿権 公司 日本道路公司 緑豊源公司 首都高速道路公司 水戸瀧開発 公司 阪神高速道路公司 地域振興鑿権公司 独立行政法人鉄道建 設・運輸施設鑿権支援機構 環境事業団 新東京国際空港公司 地 方住宅供給公社 日本勤労者住宅協会 石油公司 空港周辺鑿権機 構 本州四国連絡橋公司 地方道路公社 土地開発公社及び日本郵 政公社とする。</p>	<p>（法第十八条の政令で定める法人）</p> <p>第十四条 法第十八条の政令で定める法人は 港務局 都市真鍮鑿権 公司 日本道路公司 緑豊源公司 首都高速道路公司 水戸瀧開発 公司 阪神高速道路公司 地域振興鑿権公司 日本鉄道建設公司 環境事業団 新東京国際空港公司 地方住宅供給公社 日本勤労者 住宅協会 石油公司 空港周辺鑿権機構 本州四国連絡橋公司 地 方道路公社 土地開発公社及び日本郵政公社とする。</p>

平成十二年度以後における旧令による荘園組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成十二年政令第百四十一号）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（費用の負担） 第七条（略） 2 第五条の規定による年金額の改定により増加する費用は、<u>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</u>が負担する。</p>	<p>（費用の負担） 第七条（略） 2 第五条の規定による年金額の改定により増加する費用は、<u>日本鉄道建設公団</u>が負担する。</p>

改正案	現行
<p>（法第七条の第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の第一項に規定する政令で定める法人は 同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第三十二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団（日本国有鉄道運営事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百二十六号）附則第三十二条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道運営事業団を含む）及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第三十二条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団（国内旅客船公団法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十二号）附則第三十二条の規定により特定船舶整備公団となつた旧国内旅客船公団 特定船舶整備公団法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百四十九号）附則第一項の規定により船舶整備公団となつた旧特定船舶整備公団 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金 特定船舶製鉄業安定事業協会法の一部を改正する法律（平成元年法律第五十七号）による改正前の特定船舶製鉄業安定</p>	<p>（法第七条の第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の第一項に規定する政令で定める法人は 同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 運輸施設整備事業団（国内旅客船公団法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十二号）附則第三十二条の規定により特定船舶整備公団となつた旧国内旅客船公団 特定船舶整備公団法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百四十九号）附則第一項の規定により船舶整備公団となつた旧特定船舶整備公団 運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金 特定船舶製鉄業安定事業協会法の一部を改正する法律（平成元年法律第五十七号）による改正前の特定船舶製鉄業安定事業協会並びに運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十七号）附則第三十二条第一項の規定により解散した旧造船業基盤整備事業協会を含む）</p>

事業協会法（昭和五十二年法律第百三号）第一条の特定船舶整備
業安定事業協会並びに運輸施設整備事業団法の一部を改正する
法律（平成十二年法律第四十七号）附則第三十二条第一項の規定によ
り解散した旧高船業整備整備事業協会を含む。）

七三十八（略）

三十九 削除

四十二百五十（略）

（法第七条の三第二項に規定する政令で定める法人）

第九条の四 法第七条の三第二項に規定する政令で定める法人は 独
立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

一 二十（略）

二十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第一
条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附
則第三十二条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団

二 三十三六十八（略）

六十九 削除

七十八（略）

七三十八（略）

三十九 日本鉄道建設公団（日本国有鉄道整備事業団の債務等の処
理に関する法律（平成十年法律第百三十二号）附則第三十二条第一項
の規定により解散した旧日本国有鉄道整備事業団を含む。）

四十二百五十（略）

（法第七条の三第二項に規定する政令で定める法人）

第九条の四 法第七条の三第二項に規定する政令で定める法人は 独
立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

一 二十（略）

二十一 日本鉄道建設公団

二 三十三六十八（略）

六十九 運輸施設整備事業団

七十八（略）

改正案	現行
<p>（寄附金等の支出の制限の対象となる独立行政法人）</p> <p>第十二条の二 法第二十四条第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特殊教員総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教員会館、独立行政法人国立生涯の家、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人航空宇宙技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種畜管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合</p>	<p>（寄附金等の支出の制限の対象となる独立行政法人）</p> <p>第十二条の二 法第二十四条第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特殊教員総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教員会館、独立行政法人国立生涯の家、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人航空宇宙技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種畜管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合</p>

研究所 独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所 独立行政法人工業所有権総合情報館 独立行政法人日本貿易保険 独立行政法人産業技術総合研究所 独立行政法人製品評価技術基盤機構 独立行政法人土木研究所 独立行政法人建築研究所 独立行政法人交通安全環境研究所 独立行政法人海上技術安全研究所 独立行政法人港湾空港技術研究所 独立行政法人電子航法研究所 独立行政法人北海道開発土木研究所 独立行政法人海技大 学校 独立行政法人航海訓練所 独立行政法人海員学校 独立行政法人航空大学校 独立行政法人国立環境研究所 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 自動車検査独立行政法人 独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局 独立行政法人国立印刷局 独立行政法人原子力安全基盤機構及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構とする。

研究所 独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所 独立行政法人工業所有権総合情報館 独立行政法人日本貿易保険 独立行政法人産業技術総合研究所 独立行政法人製品評価技術基盤機構 独立行政法人土木研究所 独立行政法人建築研究所 独立行政法人交通安全環境研究所 独立行政法人海上技術安全研究所 独立行政法人港湾空港技術研究所 独立行政法人電子航法研究所 独立行政法人北海道開発土木研究所 独立行政法人海技大 学校 独立行政法人航海訓練所 独立行政法人海員学校 独立行政法人航空大学校 独立行政法人国立環境研究所 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 自動車検査独立行政法人 独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局 独立行政法人国立印刷局及び独立行政法人原子力安全基盤機構とする。

改 正 案	現 行
<p>（継続長期組員につき組員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」といふ。）に該当する同項に規定する政令で定める法人は同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 水資源開発公団 地域振興整備公団 緑豊源公団（農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団並びに森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第三条の規定により緑豊源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団を含む。）、石油公団 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道建設公団（日本国有鉄道積算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道積算事業団を含む。）、新東京国際空港公団 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団 都市基盤整備公団（都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整</p>	<p>（継続長期組員につき組員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」といふ。）に該当する同項に規定する政令で定める法人は同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 水資源開発公団 地域振興整備公団 緑豊源公団（農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団並びに森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第三条の規定により緑豊源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団を含む。）、石油公団 日本鉄道建設公団（日本国有鉄道積算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道積算事業団を含む。）、新東京国際空港公団 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団 都市基盤整備公団（都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号 以下「旧住宅・都市整備公団法」といふ。）附則第六条第一項の規定により解散</p>

備公団法（昭和五十六年法律第四十八号、以下「旧住宅・都市整備公団法」といふ。）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七條第一項の規定により解散した旧宅地開発公団並びに都市基盤整備公団法附則第六條第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団を含む）、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団並びに本州四国連絡橋公団

- 一 科学技術振興事業団（新技術開発事業団法の一部を改正する法律（平成元年法律第五十一号）附則第三條の規定により新技術事業団となつた旧新技術開発事業団並びに科学技術振興事業団法（平成八年法律第三十七号）附則第六條第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八條第一項の規定により解散した旧新技術事業団を含む）、宇宙開発事業団、環境事業団（公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第三條の規定により環境事業団となつた旧公害防止事業団を含む）、国際協力事業団、日本私立学校振興・共済事業団（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第六條第一項の規定により解散した旧日本私学振興財団を含む）、社会福祉・医療事業団（社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）附則第三條の規定により社会福祉・医療事業団となつた旧社会福祉事業振興会及び同法附則第三條第一項の規定により解散した旧医療全訳公庫を含む）、農畜産業振興事業団（農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五

十号）附則第七條第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七條第一項の規定により解散した旧宅地開発公団並びに都市基盤整備公団法附則第六條第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団を含む）、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団並びに本州四国連絡橋公団

- 一 科学技術振興事業団（新技術開発事業団法の一部を改正する法律（平成元年法律第五十一号）附則第三條の規定により新技術事業団となつた旧新技術開発事業団並びに科学技術振興事業団法（平成八年法律第三十七号）附則第六條第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八條第一項の規定により解散した旧新技術事業団を含む）、宇宙開発事業団、環境事業団（公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第三條の規定により環境事業団となつた旧公害防止事業団を含む）、国際協力事業団、日本私立学校振興・共済事業団（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第六條第一項の規定により解散した旧日本私学振興財団を含む）、社会福祉・医療事業団（社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）附則第三條の規定により社会福祉・医療事業団となつた旧社会福祉事業振興会及び同法附則第三條第一項の規定により解散した旧医療全訳公庫を含む）、農畜産業振興事業団（農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五

十三号) 附則第十五条の規定による廃止前の蚕糸砂糖類価格安定事業団法(昭和五十六年法律第四十四号) 附則第六条第一項の規定により解散した旧日本蚕糸事業団及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧糖価安定事業団並びに農畜産業振興事業団法附則第六条第一項の規定により解散した旧畜産振興事業団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧蚕糸砂糖類価格安定事業団を含む)、金属鉱業事業団 中小企業総合事業団(中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号) 附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号) 附則第六条第一項の規定により解散した旧中小企業共済事業団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律(平成六年法律第一十七号) による改正前の繊維工業構造改善臨時措置法(昭和四十一年法律第八十二号) 第二十一条の繊維工業構造改善事業協会並びに中小企業総合事業団法附則第五条第一項の規定により解散した旧中小企業信用保険公庫 同法附則第六条第一項の規定により解散した旧繊維産業構造改善事業協会及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業事業団を含む)、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団(特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律(平成五年法律第五十七号) による改正前の特定船舶製造業安定事業協会法(昭和五十二年法律第百二号) 第一条の特定船舶

十三号) 附則第十五条の規定による廃止前の蚕糸砂糖類価格安定事業団法(昭和五十六年法律第四十四号) 附則第六条第一項の規定により解散した旧日本蚕糸事業団及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧糖価安定事業団並びに農畜産業振興事業団法附則第六条第一項の規定により解散した旧畜産振興事業団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧蚕糸砂糖類価格安定事業団を含む)、金属鉱業事業団 中小企業総合事業団(中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号) 附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号) 附則第六条第一項の規定により解散した旧中小企業共済事業団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律(平成六年法律第一十七号) による改正前の繊維工業構造改善臨時措置法(昭和四十一年法律第八十二号) 第二十一条の繊維工業構造改善事業協会並びに中小企業総合事業団法附則第五条第一項の規定により解散した旧中小企業信用保険公庫 同法附則第六条第一項の規定により解散した旧繊維産業構造改善事業協会及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業事業団を含む)、運輸施設整備事業団(特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律(平成五年法律第五十七号) による改正前の特定船舶製造業安定事業協会法(昭和五十二年法律第百二号) 第一条の特定船舶製造業安定事業協会 運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十二号) 附則第六条第一項の

製造業安定事業協会 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金並びに運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律(平成十二年法律第四十七号)附則第三条第一項の規定により解散した旧造船業基盤整備事業協会を含む)、日本郵政公社施行法(平成十四年法律第九十八号)第六条第一項の規定により解散した旧簡易保険福祉事業団(簡易生命保険法の一部を改正する法律(平成五年法律第五十号)附則第二十八条第一項の規定により簡易保険郵便年金福祉事業団を含む)、労働福祉事業団及び日本下水道事業団

二了五 (略)

2 法第百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等(以下「特定公庫等」といふ)に該当する同項に規定する政令で定める法人は同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 緑豊源公団 石浜公団 日本道路公団 首都圏高速道路公団 水産漁業公団 阪神高速道路公団 地域振興整備公団 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団 本州四国連絡橋公団及び都市基盤整備公団

一 国際協力事業団 宇宙開発事業団 科学技術振興事業団 日本私立学校振興・共済事業団 労働福祉事業団 社会福祉・医療事

規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金並びに運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律(平成十二年法律第四十七号)附則第三条第一項の規定により解散した旧造船業基盤整備事業協会を含む)、日本郵政公社施行法(平成十四年法律第九十八号)第六条第一項の規定により解散した旧簡易保険福祉事業団(簡易生命保険法の一部を改正する法律(平成五年法律第五十号)附則第二十八条第一項の規定により簡易保険郵便年金福祉事業団を含む)、労働福祉事業団及び日本下水道事業団

二了五 (略)

2 法第百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等(以下「特定公庫等」といふ)に該当する同項に規定する政令で定める法人は同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 緑豊源公団 石浜公団 日本道路公団 首都圏高速道路公団 水産漁業公団 阪神高速道路公団 地域振興整備公団 日本鉄道建設公団 本州四国連絡橋公団及び都市基盤整備公団

一 国際協力事業団 宇宙開発事業団 科学技術振興事業団 日本私立学校振興・共済事業団 労働福祉事業団 社会福祉・医療事

業団 豊後産業振興事業団 全農鉱業事業団 中小企業総合事業
団 日本下水道事業団 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備
支援機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整
備事業団及び環境事業団

三了五 (略)

業団 豊後産業振興事業団 全農鉱業事業団 中小企業総合事業
団 日本下水道事業団 運輸施設整備事業団及び環境事業団

三了五 (略)

改正案	現行
<p>別表第一(第十条の二関係)</p> <p>一 (略)</p> <p>一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人航空宇宙技術研究所、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教員会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人さけ・まき資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒</p>	<p>別表第一(第十条の二関係)</p> <p>一 (略)</p> <p>一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人航空宇宙技術研究所、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教員会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人さけ・まき資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒</p>

類総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人監理番号労働者労務管理機構、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人鉄道建設運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業検査所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所及び独立行政法人林木育種センター

三 首都高速道路公団、新東京国際空港公団、石油公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団及び緑資源公団

四 宇宙開発事業団、科学技術振興事業団、環境事業団、金属鉱業事業団、国際協力事業団、社会福祉・医療事業団、中小

類総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人監理番号労働者労務管理機構、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業検査所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所及び独立行政法人林木育種センター

三 首都高速道路公団、新東京国際空港公団、石油公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本鉄道建設公団、日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団及び緑資源公団

四 宇宙開発事業団、運輸施設整備事業団、科学技術振興事業団、環境事業団、金属鉱業事業団、国際協力事業団、社会福

企業総合事業団 日本私立学校振興・共済事業団 農畜産業
振興事業団及心労福祉事業団

五九 (略)

社・医療事業団 中小企業総合事業団 日本私立学校振興・
共済事業団 農畜産業振興事業団及心労福祉事業団

五九 (略)

改正案	現行
<p>（継続長期組員に係る公庫等の範囲）</p> <p>第三十九条 法第百四十二条第一項に規定する政令で定める法人は 同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 水資源開発会社 地域振興整備会社 緑豊源会社（森林開発会社法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第一条の規定により緑豊源会社となつた旧森林開発会社及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備会社並びに農用地開発会社法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備会社となつた旧農用地開発会社を含む。） 石油会社 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設会社及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団 日本国有鉄道運営事業団の業務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道運営事業団並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第百八十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備会社及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金を含む。） 新東京国際空港会社 外貨埋頭会社の解散</p>	<p>（継続長期組員に係る公庫等の範囲）</p> <p>第三十九条 法第百四十二条第一項に規定する政令で定める法人は 同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 水資源開発会社 地域振興整備会社 緑豊源会社（森林開発会社法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第一条の規定により緑豊源会社となつた旧森林開発会社及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備会社並びに農用地開発会社法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備会社となつた旧農用地開発会社を含む。） 石油会社 日本鉄道建設会社（日本国有鉄道運営事業団の業務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道運営事業団を含む。） 新東京国際空港会社 外貨埋頭会社の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧苫浜外貨埋頭会社及び旧阪神外貨埋頭会社 都市基盤整備会社（都市基盤整備会社法（平成十一年法律第七十六号）附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備会社並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備会社法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅会社及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発会社を含む。）</p>

及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埋頭公司及旧阪神外貿埋頭公司、都市基盤整備公司（都市基盤整備公司法（平成十一年法律第七十六号）附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公司並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公司法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公司及同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公司を含む）、日本道路公司、首都圏環状道路公司、阪神圏環状道路公司並びに本州四国連絡橋公司

- 一 科学技術振興事業団（科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団を含む）、宇宙開発事業団、環境事業団（公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第二条の規定により環境事業団となつた旧公害防止事業団を含む）、国際協力事業団、日本私立学校振興・共済事業団、社会福祉・医療事業団（社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）附則第二條の規定により社会福祉・医療事業団となつた旧社会福祉事業振興会及び同法附則第三條第一項の規定により解散した旧医療金融公庫を含む）、農畜産業振興事業団、金属鋳造事業団、中小企業総合事業団（中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）附則第七條第一項の規定により解

日本道路公司、首都圏環状道路公司、阪神圏環状道路公司並びに本州四国連絡橋公司

- 一 科学技術振興事業団（科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団を含む）、宇宙開発事業団、環境事業団（公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第二條の規定により環境事業団となつた旧公害防止事業団を含む）、国際協力事業団、日本私立学校振興・共済事業団、社会福祉・医療事業団（社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）附則第二條の規定により社会福祉・医療事業団となつた旧社会福祉事業振興会及び同法附則第三條第一項の規定により解散した旧医療金融公庫を含む）、農畜産業振興事業団、金属鋳造事業団、中小企業総合事業団（中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）附則第七條第一項の規定により解

散した旧中小企業事業団及び同法附則第二十四条の規定による
廃止前の中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十二号）附則
第七条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団を含
む）、労働福祉事業団及び日本下水道事業団

三了五（略）

第四十三条（略）

2・3（略）

4 法第百四十二条第二項の表第百四十条第一項の項の下欄に掲げ
る政令で定める法人は、法第百四十条第一項に規定する公庫のほか、
次に掲げる法人とする。

一 緑豊源公司 石油公司 日本道路公司 首都高速道路公司 水
資源開発公司 阪神高速道路公司 地域振興整備公司 独立行政
法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構法附則第一条第一項の規定により解散し
た旧日本鉄道建設公司及同法附則第三条第一項の規定により
解散した旧運輸施設整備事業団を含む）、本州四国連絡橋公司及
び都市基盤整備公司

二 国際協力事業団 宇宙開発事業団 科学技術振興事業団 日本
私立学校振興・共済事業団 労働福祉事業団 社会福祉・医療事

散した旧中小企業事業団及び同法附則第二十四条の規定による
廃止前の中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十二号）附則
第七条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団を含
む）、運輸施設整備事業団（運輸施設整備事業団法（平成九年
法律第八十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶
整備公司及同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄
道整備事業団を含む）、労働福祉事業団及び日本下水道事業団

三了五（略）

第四十三条（略）

2・3（略）

4 法第百四十二条第二項の表第百四十条第一項の項の下欄に掲げ
る政令で定める法人は、法第百四十条第一項に規定する公庫のほか、
次に掲げる法人とする。

一 緑豊源公司 石油公司 日本道路公司 首都高速道路公司 水
資源開発公司 阪神高速道路公司 地域振興整備公司 日本鉄道
建設公司 本州四国連絡橋公司及び都市基盤整備公司

二 国際協力事業団 宇宙開発事業団 科学技術振興事業団 日本
私立学校振興・共済事業団 労働福祉事業団 社会福祉・医療事

業団 慶喜産業振興事業団 全慶銘業事業団 中小企業総合事業
団 日本下水道事業団及環境事業団
三了五 (略)
5 : 6 (略)

業団 慶喜産業振興事業団 全慶銘業事業団 中小企業総合事業
団 日本下水道事業団 濃賀地設振興事業団及環境事業団
三了五 (略)
5 : 6 (略)

国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令（昭和二十七年政令第三百九十三号）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の政令で定める公法人は、産業群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、宇宙開発事業団、沖縄振興開発金融公庫、海上災害防止センター、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、危険物保安技術協会、金属鉱業事業団、勤労者退職金共済機構、空港周辺整備機構、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧力入保安協会、広域臨海環境整備センター、公益企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、厚生年金基金、厚生年金基金連合会、港務局、小形船舶検査機構、国際観光振興会、国際協力銀行、国際協力事業団、国際交流基金、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫、国民生活センター、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、自動車安全運転センター、自動車事故対策センター、社会福祉・医療事業団、社会保険診療報酬支払基金、住宅金融公庫、首都圏道路公団、消防団員等公務災害補償共済基金、新工不共平・産業技術総合開発機構、心身障害者福祉協会、新東京国際空港会社、水害予防組合、水害予防組合連合会、生物系特定産業技術研究推進機構、石炭鉱業年金基金、石油会社、全国市町村職員共済組合連合会、地域振興整備公団、地方議会議員共済会、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合</p>	<p>国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の政令で定める公法人は、産業群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、宇宙開発事業団、運輸施設整備事業団、沖縄振興開発金融公庫、海上災害防止センター、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、危険物保安技術協会、金属鉱業事業団、勤労者退職金共済機構、空港周辺整備機構、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧力入保安協会、広域臨海環境整備センター、公益企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、厚生年金基金、厚生年金基金連合会、港務局、小形船舶検査機構、国際観光振興会、国際協力銀行、国際協力事業団、国際交流基金、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫、国民生活センター、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、自動車安全運転センター、自動車事故対策センター、社会福祉・医療事業団、社会保険診療報酬支払基金、住宅金融公庫、首都圏道路公団、消防団員等公務災害補償共済基金、新工不共平・産業技術総合開発機構、心身障害者福祉協会、新東京国際空港会社、水害予防組合、水害予防組合連合会、生物系特定産業技術研究推進機構、石炭鉱業年金基金、石油会社、全国市町村職員共済組合連合会、地域振興整備公団、地方議会議員共済会、地方競馬全国協</p>

地方公務員共済組合連合会 地方公務員災害補償基金 地方住宅供給公社 地方道路公社 中小企業金融公庫 中小企業総合事業団 通関情報処理センター、通信・放送機構 帝都高速交通連合団 都市基盤整備公団 土地改良区 土地改良区連合 土地区画整理組合 日本盲英会 日本学術振興会 日本芸術文化振興会 日本原子力研究所 日本小型自動車振興会 日本巨艇車振興会 日本障害者雇用促進協会 日本消防検定協会 日本私立学校振興・共済事業団 日本政策投資銀行 日本赤十字社 日本体育・学校健康センター、日本中央競馬会 日本電気計器検定所 日本道路公社 日本貿易振興会 日本郵政公社 日本労働研究機構 年金資金運用基金 農業共済組合 農業共済組合連合会 農業青年会基金 農畜産業振興事業団 農林漁業金融公庫 農林漁業信用基金 阪神高速道路公社 平和記念事業特別基金 放送大学学園 北方領土問題対策協会 本州四国連絡橋公社 水資源開発公社 緑資源公社 理化学研究所及び労働福祉事業団とする。

会 地方公務員共済組合 地方公務員共済組合連合会 地方公務員災害補償基金 地方住宅供給公社 地方道路公社 中小企業金融公庫 中小企業総合事業団 通関情報処理センター、通信・放送機構 帝都高速交通連合団 都市基盤整備公団 土地改良区 土地改良区連合 土地区画整理組合 日本盲英会 日本学術振興会 日本芸術文化振興会 日本原子力研究所 日本小型自動車振興会 日本巨艇車振興会 日本障害者雇用促進協会 日本消防検定協会 日本私立学校振興・共済事業団 日本政策投資銀行 日本赤十字社 日本体育・学校健康センター、日本中央競馬会 日本競馬連盟公社 日本電気計器検定所 日本道路公社 日本貿易振興会 日本郵政公社 日本労働研究機構 年金資金運用基金 農業共済組合 農業共済組合連合会 農業青年会基金 農畜産業振興事業団 農林漁業金融公庫 農林漁業信用基金 阪神高速道路公社 平和記念事業特別基金 放送大学学園 北方領土問題対策協会 本州四国連絡橋公社 水資源開発公社 緑資源公社 理化学研究所及び労働福祉事業団とする。

改正案	現行
<p>（法第三十条第三号の政令で定める法人）</p> <p>第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」といづ）第三十条第三号の政令で定める法人は 産業界振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、宇宙開発事業団、沖縄振興開発金融公庫、海上炎害防止センター、海洋科学技術センター、海洋水産資源開発センター、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、関西国際空港株式会社、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、金属鉱業事業団、勤労者退職金共済機構、空港周辺整備機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、公営健康被害補償予防協会、厚生年金基金連合会、港務局、公立学校共済組合、小形船舶検査機構、国際観光振興会、国際協力銀行、国際協力事業団、国際交流基金、国民生活金融公庫、国民生活センター、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、自動車事故対策センター、司法書士会、社会福祉・医療事業団、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、住宅金融公庫、首都圏環状道路公団、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、情報処理振興事業協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新工不儿牛・産業技術総合開発機構、心身障害者福</p>	<p>（法第三十条第三号の政令で定める法人）</p> <p>第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」といづ）第三十条第三号の政令で定める法人は 産業界振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、宇宙開発事業団、<u>運輸施設整備事業団</u>、沖縄振興開発金融公庫、海上炎害防止センター、海洋科学技術センター、海洋水産資源開発センター、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、<u>関西国際空港株式会社</u>、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、金属鉱業事業団、勤労者退職金共済機構、<u>空港周辺整備機構</u>、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、<u>公営企業金融公庫</u>、<u>公営健康被害補償予防協会</u>、厚生年金基金連合会、港務局、公立学校共済組合、小形船舶検査機構、国際観光振興会、国際協力銀行、国際協力事業団、国際交流基金、国民生活金融公庫、国民生活センター、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、自動車事故対策センター、司法書士会、社会福祉・医療事業団、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、住宅金融公庫、首都圏環状道路公団、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、情報処理振興事業協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新工不儿牛・産業技術総合開</p>

社協会 新東京国際空港公団 水害予防組合 水害予防組合連合
 生物系特定産業技術研究推進機構 税理士会 石灰鋸業年金基金
 石油公団 全国市町村職員共済組合連合会 全国社会保険労務士会
 連合会 総合研究開発機構 地域振興整備公団 地方競馬全国協会
 地方公務員共済組合連合会 地方公務員災害補償基金 地方住宅供
 給公社 地方職員共済組合 地方道路公社 中小企業金融公庫 中
 小企業総合事業団 町村議会議員共済会 通関情報処理センター、
 通信・放送機構 帝都高速度交通営団 都市基盤整備公団 都市職
 員共済組合 都職員共済組合 土地家屋調査士会 都道府県議会議
 員共済会 日本貿易会 日本学術振興会 日本行政書士会連合会
 日本銀行 日本勤労者住宅協会 日本芸術文化振興会 日本下水道
 事業団 日本原子力研究所 日本公認会計士協会 日本小型自動車
 振興会 日本自転車振興会 日本司法書士会連合会 日本障害者雇
 用促進協会 日本消防検定協会 日本私立学校振興・共済事業団
 日本政策投資銀行 日本税理士会連合会 日本船舶振興会 日本体
 育・学校健康センター、日本たばこ産業株式会社 日本たばこ産業
 共済組合 日本中央競馬会 日本鉄道共済組合 日本電気計器検定
 所 日本道路公団 日本土地家屋調査士会連合会 日本万国博覧会
 記念協会 日本弁理士会 日本貿易振興会 日本放送協会 日本郵
 政公社 日本労働研究機構 年金資金運用基金 農業者年金基金
 農水産業協同組合貯金保険機構 農畜産業振興事業団 農林漁業金
 融公庫 農林漁業信用基金 農林漁業団体職員共済組合 阪神高速
 道路公団 平和祈念事業特別基金 放送大学学園 北方領土問題対

策機構 心身障害者福祉協会 新東京国際空港公団 水害予防組合
 水害予防組合連合会 生物系特定産業技術研究推進機構 税理士会
 石灰鋸業年金基金 石油公団 全国市町村職員共済組合連合会 全
 国社会保険労務士会連合会 総合研究開発機構 地域振興整備公団
 地方競馬全国協会 地方公務員共済組合連合会 地方公務員災害補
 償基金 地方住宅供給公社 地方職員共済組合 地方道路公社 中
 小企業金融公庫 中小企業総合事業団 町村議会議員共済会 通関
 情報処理センター、通信・放送機構 帝都高速度交通営団 都市基
 盤整備公団 都市職員共済組合 都職員共済組合 土地家屋調査士
 会 都道府県議会議員共済会 日本貿易会 日本学術振興会 日本
 行政書士会連合会 日本銀行 日本勤労者住宅協会 日本芸術文化
 振興会 日本下水道事業団 日本原子力研究所 日本公認会計士協
 会 日本小型自動車振興会 日本自転車振興会 日本司法書士会連
 合会 日本障害者雇用促進協会 日本消防検定協会 日本私立学校
 振興・共済事業団 日本政策投資銀行 日本税理士会連合会 日本
 船舶振興会 日本体育・学校健康センター、日本たばこ産業株式
 社 日本たばこ産業共済組合 日本中央競馬会 日本鉄道共済組合
 日本電気計器検定所 日本道路公団 日本土地
 家屋調査士会連合会 日本万国博覧会記念協会 日本弁理士会 日
 本貿易振興会 日本放送協会 日本郵政公社 日本労働研究機構
 年金資金運用基金 農業者年金基金 農水産業協同組合貯金保険機
 構 農畜産業振興事業団 農林漁業金融公庫 農林漁業信用基金
 農林漁業団体職員共済組合 阪神高速道路公団 平和祈念事業特別

策協会 本州四国建設橋公司 水資源開発公司 緑資源公司 野菜
供給安定基金 預金保険機構 理化学研究所及び労働福祉事業団と
する。

基金 放送大学学園 北方領土問題対策協会 本州四国建設橋公司
水資源開発公司 緑資源公司 野菜供給安定基金 預金保険機構
理化学研究所及び労働福祉事業団とする。

独立行政法人等登記令（昭和二十九年政令第二十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案																	
<p>（登記事項）</p> <p>第二系 独立行政法人等が登記しなければならない事項は 次のとおりとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 代表権の範囲又は制限に関する定めがある独立行政法人におけるものはその定め</p> <p>六（略）</p>																	
<p>別表（第一条 第二系 第十条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>根拠法</th> <th>登記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>宇宙開発事業団</td> <td>宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五十号）</td> <td>資本金</td> </tr> <tr> <td>沖縄振興開発金融公庫</td> <td>沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）</td> <td>資本金</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>			名称	根拠法	登記事項	（略）	（略）	（略）	宇宙開発事業団	宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五十号）	資本金	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	資本金	（略）	（略）	（略）
名称	根拠法	登記事項															
（略）	（略）	（略）															
宇宙開発事業団	宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五十号）	資本金															
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	資本金															
（略）	（略）	（略）															

現 行																				
<p>（登記事項）</p> <p>第二系 独立行政法人等が登記しなければならない事項は 次のとおりとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 <u>独立行政法人産業技術総合研究所及び独立行政法人産業技術研究機構</u>にあつては、代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときはその定め</p> <p>六（略）</p>																				
<p>別表（第一条 第二系 第十条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>根拠法</th> <th>登記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>宇宙開発事業団</td> <td>宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五十号）</td> <td>資本金</td> </tr> <tr> <td>運輸施設整備事業団</td> <td>運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）</td> <td>資本金</td> </tr> <tr> <td>沖縄振興開発金融公庫</td> <td>沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）</td> <td>資本金</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>			名称	根拠法	登記事項	（略）	（略）	（略）	宇宙開発事業団	宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五十号）	資本金	運輸施設整備事業団	運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）	資本金	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	資本金	（略）	（略）	（略）
名称	根拠法	登記事項																		
（略）	（略）	（略）																		
宇宙開発事業団	宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五十号）	資本金																		
運輸施設整備事業団	運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）	資本金																		
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	資本金																		
（略）	（略）	（略）																		

日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときはその定め 資本金
日本電気計器検定所	日本電気計器検定所法（昭和二十九年法律第五百五十号）	
(略)	(略)	(略)

日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときはその定め 資本金
日本鉄道建設公団	日本鉄道建設公団法（昭和二十九年法律第三号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときはその定め 資本金
日本電気計器検定所	日本電気計器検定所法（昭和二十九年法律第五百五十号）	
(略)	(略)	(略)

行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第百二十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は次のとおりとする。</p> <p>一 自動車検査独立行政法人及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 都市基盤整備公団 日本道路公団 首都圏高速道路公団 水資源開発公団 阪神高速道路公団 新東京国際空港公団 本州四国運送公団及び地域振興整備公団</p> <p>五・六（略）</p>	<p>行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は次のとおりとする。</p> <p>一 自動車検査独立行政法人</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 都市基盤整備公団 日本道路公団 首都圏高速道路公団 水資源開発公団 阪神高速道路公団 <u>日本鉄道建設公団</u> 新東京国際空港公団 本州四国運送公団及び地域振興整備公団</p> <p>五・六（略）</p>

改正案	現行
<p>（法第八条第四項第五号の政令で定める行為）</p> <p>第三条 法第八条第四項第五号の政令で定める行為は次に掲げる行為とする。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行つて鉄道施設の建設（駅 操車場 車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」といふ）の建設を除く。）又は管理に係る行為</p> <p>十一～三十一（略）</p>	<p>（法第八条第四項第五号の政令で定める行為）</p> <p>第三条 法第八条第四項第五号の政令で定める行為は次の各号に掲げる行為とする。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 日本鉄道建設公団が行つて鉄道施設の建設（駅 操車場 車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」といふ）の建設を除く。）又は管理に係る行為</p> <p>十一～三十一（略）</p>

近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十二年政令第九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第九条第四項第五号の政令で定める行為）</p> <p>第七条 法第九条第四項第五号の政令で定める行為は次に掲げる行為とする。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は本州四国運 送橋公団が行つて鉄道施設の建設（駅 操車場 車庫その他これら に類するもの（以下「駅舎」といふ）の建設を除く。）又は置 理に係る行為</p> <p>十一～三十一（略）</p>	<p>（法第九条第四項第五号の政令で定める行為）</p> <p>第七条 法第九条第四項第五号の政令で定める行為は次の各号に掲げる行為とする。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 日本鉄道建設公団又は本州四国運送橋公団が行つて鉄道施設の 建設（駅 操車場 車庫その他これらに類するもの（以下「駅舎」といふ）の建設を除く。）又は置理に係る行為</p> <p>十一～三十一（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第七条第一項ただし書の政令で定める行為）</p> <p>第二条 法第七条第一項ただし書の政令で定める行為は 次の各号に掲げる行為とする。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 次に掲げる工事の実施に係る行為</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 軌道法（大正十年法律第七十六号）第五十二条第一項の規定による認可を受けた者が行つ当該認可に係る工事</p> <p>八（略）</p> <p>二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項第九号第一項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む）若しくは第十二条第一項の規定による認可を受けた者（同法第八条第一項 第九号第一項又は第十二条第一項の規定による認可を受けた者が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備機構法（平成十四年法律第九十八号）以下この号において「機構法」といふ）附則第十二条第三項の規定によりなすその効力を有するものとしての機構法附則第十四条の規定による開</p>	<p>（法第七条第一項ただし書の政令で定める行為）</p> <p>第二条 法第七条第一項ただし書の政令で定める行為は 次の各号に掲げる行為とする。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 次に掲げる工事の実施に係る行為</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 軌道法（大正十年法律第七十六号）第五十二条第一項の規定による認可を受けた者（当該認可を受けた者が日本鉄道建設公団法（昭和二十九年法律第三号）第二十一条第一項の規定による甲出を行つた場合において国土交通大臣がする同条第二項の規定による指示を受けた日本鉄道建設公団を含む）が行つ当該認可に係る工事</p> <p>八（略）</p> <p>二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項第九号第一項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む）若しくは第十二条第一項の規定による認可を受けた者（同法第八条第一項 第九号第一項又は第十二条第一項の規定による認可を受けた者が日本鉄道建設公団法第二十一条第一項の規定による甲出を行つた場合において国土交通大臣がする同条第二項の規定による指示を受けた日本鉄道建設公団を含む）が行つ当該認可に係る工事又は鉄道事業法第二十一条の</p>

前記の日本鉄道建設公団法（昭和二十九年法律第三号）以下この法において「旧公団法」として）第二十二條第一項の規定による申出をしようかつ、国土交通大臣が機軸法附則第二條第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団に対し機軸法附則第十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公団法第二十二條第一項の規定による指針をしている場合には、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を含む）が行つた当該認可に係る工事又は鉄道事業法第三十二條の規定による許可若しくは同法第三十八條において準用する同法第九條第一項（同法第十一條第四項において準用する場合を含む）若しくは第二十二條第一項の規定による認可を受けた者が行つた当該許可若しくは認可に係る同法第三十二條第一項第三号に規定する鉄道施設に関する工事

十九（略）

規定による許可若しくは同法第三十八條において準用する同法第九條第一項（同法第十一條第四項において準用する場合を含む）若しくは同法第二十二條第一項の規定による認可を受けた者が行つた当該許可若しくは認可に係る同法第三十二條第一項第三号に規定する鉄道施設に関する工事

十九（略）

改 正 案	現 行
<p>（新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用に充てるものとして算定される額）</p> <p>第七条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該区間に係る鉄道施設の償付け後に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」といふ）が営業主体から支払を受けると見込まれる当該鉄道施設に係る償付料収入の額（当該鉄道施設に係る租税及び管理費（機構において当該鉄道施設に係るものとして配賦した租税及び管理費を含む。）に充てる部分を除く。）</p> <p>2（略）</p> <p>一 営業主体から支払を受ける新幹線鉄道に係る鉄道施設の償付料その他の機構の新幹線鉄道に係る業務に係る収入の額</p> <p>二 機構が営業主体に貸し付けている新幹線鉄道に係る鉄道施設に係る租税及び管理費（機構において当該鉄道施設に係るものとして配賦した租税及び管理費を含む。）並びに機構において新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業に係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用の額</p> <p>3（略）</p> <p>（国及び都道府県の負担）</p>	<p>（新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用に充てるものとして算定される額）</p> <p>第七条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該区間に係る鉄道施設の償付け後に日本鉄道建設公団（以下「公団」といふ）が営業主体から支払を受けると見込まれる当該鉄道施設に係る償付料収入の額（当該鉄道施設に係る租税及び管理費（公団において当該鉄道施設に係るものとして配賦した租税及び管理費を含む。）に充てる部分を除く。）</p> <p>2（略）</p> <p>一 営業主体から支払を受ける新幹線鉄道に係る鉄道施設の償付料その他の公団の新幹線鉄道に係る業務に係る収入の額</p> <p>二 公団が営業主体に貸し付けている新幹線鉄道に係る鉄道施設に係る租税及び管理費（公団において当該鉄道施設に係るものとして配賦した租税及び管理費を含む。）並びに公団において新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業に係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用の額</p> <p>3（略）</p> <p>（国及び都道府県の負担）</p>

第八条 (略)

2 前項の規定により国が負担すべき費用の額の計算については 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十七号)第十七条第三項の規定により同項第一号に掲げる事業に要する費用の一部に充てるため繰り入れた繰入金金は 国が当該費用の一部に充てるものとして負担したものとみなす。

附 則

1 (略)

2 建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により当該建設線の営業主体がその全部又は一部を廃止することとなる鉄道事業に係る路線の全部又は一部の区間において新たに他の者が鉄道事業を開始する場合であつて 当該区間に係る鉄道線路を使用する日本貨物鉄道株式会社が支払つ使用料が増加することにより 機関が必要な調整措置を講ずるときは 第七条第三項第一号に掲げる額は 同号の規定にかかわらず 同号に掲げる額に機関が講ずる当該調整措置に要する額を加えた額とする。

3・4 (略)

5 第四条の規定は法附則第十二項において準用する法第十条第一項の政令で定める土地について 第五条の規定は法附則第十二項において準用する法第十一条第一項ただし書の政令で定める行為について 第六条の規定は法附則第十二項において準用する法第十一条第四項(法附則第十二項において準用する法第十二条第八項にお

第八条 (略)

2 前項の規定により国が負担すべき費用の額の計算については 運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十二号)第二十条第一項第一号の規定により運輸施設整備事業団が交付した交付金は 国が当該費用の一部に充てるものとして交付したものとみなす。

附 則

1 (略)

2 建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により当該建設線の営業主体がその全部又は一部を廃止することとなる鉄道事業に係る路線の全部又は一部の区間において新たに他の者が鉄道事業を開始する場合であつて 当該区間に係る鉄道線路を使用する日本貨物鉄道株式会社が支払つ使用料が増加することにより 公団が必要な調整措置を講ずるときは 第七条第三項第一号に掲げる額は 同号の規定にかかわらず 同号に掲げる額に公団が講ずる当該調整措置に要する額を加えた額とする。

3・4 (略)

5 第四条の規定は法附則第十二項において準用する法第十条第一項の政令で定める土地について 第五条の規定は法附則第十二項において準用する法第十一条第一項ただし書の政令で定める行為について 第六条の規定は法附則第十二項において準用する法第十一条第四項(法附則第十二項において準用する法第十二条第八項にお

いて準用する場合を含む) の規定による収用委員会に対する裁決の申請について 第八条の規定は法附則第十二項において準用する法第十三条第一項の規定による国及び都道府県の負担について準用する。この場合において 第四条 第五条第五号及び第八条第一項中「新幹線鉄道」とあるのは「法附則第六項に規定する新幹線鉄道規格新線等」と 同条中「建設主体」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と読み替えるものとする。

6 法附則第十八項の政令で定める法律の規定は 次のとおりとする。

一 (略)

二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第四条第四号 第十一条第一項第一号から第六号まで及び第十六号(同項第一号から第六号までに係る部分に限る。)並びに附則第十条第一項

7 機構が新幹線鉄道規格新線等について建設 貸付けその他の業務を行う場合における第七条の規定の適用については 同条第一項及び第二項中「新幹線鉄道」とあるのは「新幹線鉄道及び法附則第六項に規定する新幹線鉄道規格新線等」と 同条第一項第三号及び第一項各号中「営業主体」とあるのは「営業主体又は法附則第七項の規定により法附則第六項に規定する新幹線鉄道規格新線等の営業を行う者」とする。

いて準用する場合を含む) の規定による収用委員会に対する裁決の申請について 第八条の規定は法附則第十二項において準用する法第十三条第一項の規定による国及び都道府県の負担について準用する。この場合において 第四条 第五条第五号及び第八条第一項中「新幹線鉄道」とあるのは「法附則第六項に規定する新幹線鉄道規格新線等」と 同条中「建設主体」とあるのは「日本鉄道建設公団」と読み替えるものとする。

6 法附則第十八項の政令で定める法律の規定は 次のとおりとする。

一 (略)

二 日本鉄道建設公団法(昭和二十九年法律第三号)第十九条第一項(第一号の二を除く。)及び附則第十三条第一項

三 運輸施設整備事業団法第三条第四号 第十条第一項第一号及び第二項第一号 第十一条第一項第一号並びに第四十条

7 公団が新幹線鉄道規格新線等について建設 貸付けその他の業務を行う場合における第七条の規定の適用については 同条第一項及び第二項中「新幹線鉄道」とあるのは「新幹線鉄道及び法附則第六項に規定する新幹線鉄道規格新線等」と 同条第一項第三号及び第一項各号中「営業主体」とあるのは「営業主体又は法附則第七項の規定により法附則第六項に規定する新幹線鉄道規格新線等の営業を行う者」とする。

海洋水産資源開発促進法施行令(昭和四十六年政令第 二百五号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(沿岸水産資源開発区域等における行為の届出を要しない者)</p> <p>第二系 法第九条第一項の政令で定める者は 次に掲げる者とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p> <p>五 八 (略)</p>	<p>(沿岸水産資源開発区域等における行為の届出を要しない者)</p> <p>第二系 法第九条第一項の政令で定める者は 次に掲げる者とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 日本鉄道建設公団</p> <p>五 八 (略)</p>

文化財保護法施行令（昭和五十年政令第 百六十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第五十七条の二第二項の政令で定める法人）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」といふ。）第五十七条の二第二項の政令で定める法人は、宇宙開発事業団、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、関西国際空港株式会社、九州旅客鉄道株式会社、全庁総務事業団、港務局、雇用・能力開発機構、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路公団、新工ネルギー・産業技術総合開発機構、新東京国際空港公団、石井公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業総合事業団、帝都高速度交通営団、電源開発株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市基盤整備公団、土地開発公社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本原子力研究所、日本電信電話株式会社、日本道路公団、日本放送協会、日本郵政公社、年金基金運用基金、阪神高速道路公団、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団、緑豊源公団、理化学研究所、労働福祉事業団及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。</p>	<p>（法第五十七条の二第二項の政令で定める法人）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」といふ。）第五十七条の二第二項の政令で定める法人は、宇宙開発事業団、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、関西国際空港株式会社、九州旅客鉄道株式会社、全庁総務事業団、港務局、雇用・能力開発機構、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路公団、新工ネルギー・産業技術総合開発機構、新東京国際空港公団、石井公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業総合事業団、帝都高速度交通営団、電源開発株式会社、都市基盤整備公団、土地開発公社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本原子力研究所、日本鉄道建設公団、日本電信電話株式会社、日本道路公団、日本放送協会、日本郵政公社、年金基金運用基金、阪神高速道路公団、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団、緑豊源公団、理化学研究所、労働福祉事業団及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。</p>

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百五十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」といづ）第二十二條第一項の政令で定める法人は 次のとおりとする。</p> <p>一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p> <p>二 地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、本州四国運送橋公団、水資源開発公団及び緑豊源公団</p> <p>三・四（略）</p> <p>附 則</p> <p>1（略）</p> <p>2 法附則第三條の政令で定める法人は 次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権総情報館、独立行政法人航空宇宙技術研究所、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピック記</p>	<p>高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」といづ）第二十二條第一項の政令で定める法人は 次のとおりとする。</p> <p>一 地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本鉄道建設公団、日本道路公団、本州四国運送橋公団、水資源開発公団及び緑豊源公団</p> <p>二・三（略）</p> <p>附 則</p> <p>1（略）</p> <p>2 法附則第三條の政令で定める法人は 次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権総情報館、独立行政法人航空宇宙技術研究所、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピック記</p>

念書少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館 独立行政法人国立環境研究所 独立行政法人国立健康・栄養研究所 独立行政法人国立公文書館 独立行政法人国立国語研究所 独立行政法人国立少年自然の家 独立行政法人国立女性教員会館 独立行政法人国立青年の家 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 独立行政法人国立博物館 独立行政法人国立美術館 独立行政法人さけ・まもろ資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所 独立行政法人産業医学総合研究所 独立行政法人産業技術総合研究所 独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所 独立行政法人消防研究所 独立行政法人食品総合研究所 独立行政法人森林総合研究所 独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校 独立行政法人製品評価技術基盤機構 独立行政法人造紙局 独立行政法人大学入試センター、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 独立行政法人通信総合研究所 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 独立行政法人電子航法研究所 独立行政法人統計センター、独立行政法人土木研究所 独立行政法人日本貿易保険 独立行政法人農業環境技術研究所 独立行政法人農業技術研究機構 独立行政法人農業工学研究所 独立行政法人農業者大学校 独立行政法人農業生物資源研究所 独立行政法人農業検査所 独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所 独立行政法人物質・材料研究機構 独立行政法人文化財研究所 独立行政法人防災科学技術研究所 独立行政法人放射線医学総合研究所 独立行政

念書少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館 独立行政法人国立環境研究所 独立行政法人国立健康・栄養研究所 独立行政法人国立公文書館 独立行政法人国立国語研究所 独立行政法人国立少年自然の家 独立行政法人国立女性教員会館 独立行政法人国立青年の家 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 独立行政法人国立博物館 独立行政法人国立美術館 独立行政法人さけ・まもろ資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所 独立行政法人産業医学総合研究所 独立行政法人産業技術総合研究所 独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所 独立行政法人消防研究所 独立行政法人食品総合研究所 独立行政法人森林総合研究所 独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校 独立行政法人製品評価技術基盤機構 独立行政法人造紙局 独立行政法人大学入試センター、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 独立行政法人通信総合研究所 独立行政法人電子航法研究所 独立行政法人統計センター、独立行政法人土木研究所 独立行政法人日本貿易保険 独立行政法人農業環境技術研究所 独立行政法人農業技術研究機構 独立行政法人農業工学研究所 独立行政法人農業者大学校 独立行政法人農業生物資源研究所 独立行政法人農業検査所 独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所 独立行政法人物質・材料研究機構 独立行政法人文化財研究所 独立行政法人防災科学技術研究所 独立行政法人放射線医学総合研究所 独立行政法人北海道開発土木研究所及び独立行政法人林木育

政法人北海道開発土木研究所及び独立行政法人林業種センター

1

三 首都高速道路公司 新東京国際空港公司 石油公司 地域振興整備公司 都市基盤整備公司 日本道路公司 阪神高速道路公司 本州四国連絡橋公司 水資源開発公司及緑資源公司

四 宇宙開発事業団 科学技術振興事業団 環境事業団 金属鉱業事業団 国際協力事業団 社会福祉・医療事業団 中小企業総合事業団 日本私立学校振興・共済事業団 農畜産業振興事業団及び労働福祉事業団

五十九 (略)

3 (略)

種センター

1

三 首都高速道路公司 新東京国際空港公司 石油公司 地域振興整備公司 都市基盤整備公司 日本鉄道建設公司 日本道路公司 阪神高速道路公司 本州四国連絡橋公司 水資源開発公司及緑資源公司

四 宇宙開発事業団 運輸施設整備事業団 科学技術振興事業団 環境事業団 金属鉱業事業団 国際協力事業団 社会福祉・医療事業団 中小企業総合事業団 日本私立学校振興・共済事業団 農畜産業振興事業団及び労働福祉事業団

五十九 (略)

3 (略)

改 正 案	現 行
<p>（法第十条の政令で定める法人）</p> <p>第三条 法第十条の政令で定める法人は 次のとおりとする。</p> <p>一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p> <p>二 新東京国際空港会社 地域振興整備会社 都市基盤整備会社 日本道路会社 本州四国建設株式会社 水資源開発会社及び鐵道源 会社</p> <p>三 環境事業団及び労働福祉事業団</p> <p>四 雇用・能力開発機構</p>	<p>（法第十条の政令で定める法人）</p> <p>第三条 法第十条の政令で定める法人は 次のとおりとする。</p> <p>一 新東京国際空港会社 地域振興整備会社 都市基盤整備会社 日本鉄道建設株式会社 日本道路会社 本州四国建設株式会社 水資源 開発会社及び鐵道源会社</p> <p>二 環境事業団及び労働福祉事業団</p> <p>三 雇用・能力開発機構</p>

日本国有鉄道改革法等の施行に伴つて関係政令の整備等に関する政令(昭和六十二年政令第五十四号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附 則 (日本鉄道建設公団法施行令の一部改正に伴つて経過措置)</p> <p>第七条 施行法附則第三十一条第一項に規定する鉄道施設について の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成十 五年政令第 号)第七条第一項第三号の規定の適用については 同項中「旅客会社又は貨物会社」とあるのは「旅客会社若し くは貨物会社又は日本国有鉄道」とする。</p>	<p>附 則 (日本鉄道建設公団法施行令の一部改正に伴つて経過措置)</p> <p>第七条 施行法附則第三十一条第一項に規定する鉄道施設について の第八十二条の規定による改正後の日本鉄道建設公団法施行令第 八条第二項の規定の適用については 同項中「旅客会社又は貨物会 社」とあるのは「旅客会社若しくは貨物会社又は日本国有鉄道」 とする。</p>

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三年政令第三百四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （新幹線鉄道保有機構債券原簿等に関する経過措置）</p> <p>第二条 新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律第五条第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構が同法附則第二条の規定による廃止前の新幹線鉄道保有機構法（昭和六十一年法律第八十九号）第二十条第一項の規定により発行した新幹線鉄道保有機構債券に係る新幹線鉄道保有機構債券原簿および利札の取扱いについては 第一条の規定による廃止前の新幹線鉄道保有機構法施行令第九条及び第十条の規定は なおその効力を有する。この場合において 同令第九条第一項中「機構は 事務所に」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は その新幹線鉄道保有機構債券原簿に係る新幹線鉄道保有機構債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間 主たる事務所に」と 同条第二項第三号中「第四条第三項第一号」とあるのは「新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第一条の規定による廃止前の新幹線鉄道保有機構法施行令第四条第三項第一号」と 同令第十条第二項中「機構」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」とする。</p>	<p>附 則 （新幹線鉄道保有機構債券原簿等に関する経過措置）</p> <p>第二条 新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律第五条第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構が同法附則第二条の規定による廃止前の新幹線鉄道保有機構法（昭和六十一年法律第八十九号）第二十条第一項の規定により発行した新幹線鉄道保有機構債券に係る新幹線鉄道保有機構債券原簿および利札の取扱いについては 第一条の規定による廃止前の新幹線鉄道保有機構法施行令第九条及び第十条の規定は なおその効力を有する。この場合において 同令第九条第一項中「機構は 事務所に」とあるのは「鉄道整備基金は その新幹線鉄道保有機構債券原簿に係る新幹線鉄道保有機構債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間 主たる事務所に」と 同条第二項第三号中「第四条第三項第一号」とあるのは「新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第一条の規定による廃止前の新幹線鉄道保有機構法施行令第四条第三項第一号」と 同令第十条第一項中「機構」とあるのは「鉄道整備基金」とする。</p>

外国人登録法施行令（平成四年政令第百三十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表（第二条関係） 一～十四（略） 十五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 十六～三十五（略）	別表（第二条関係） 一～十四（略） 十五 日本鉄道建設公団 十六～三十五（略）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （船舶整備債券原簿等に関する経過措置）</p> <p>第二条 法附則第六条第一項の規定による解散前の船舶整備公団が法附則第十五条の規定による廃止前の船舶整備公団法（昭和二十四年法律第四十六号）第二十六条第一項の規定により発行した船舶整備債券に係る船舶整備債券原簿及び利の取扱いについては 第一条の規定による廃止前の船舶整備債券令第八条及び第九条の規定は なるその効力を有する。この場合において 同令第八条第一項中「公団は 事務所に」とあるのは「<u>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</u>は その船舶整備債券原簿に係る船舶整備債券の償還及びその利息の支払を定するまでの間 主たる事務所に」と 同令第九項第三号中「第二十条第一項第一号」とあるのは「運輸施設整備事業団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成九年政令第 百六十五号）第一条の規定による廃止前の船舶整備債券令第二十条第一項第一号」と 同令第九条第三項中「公団」とあるのは「<u>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</u>」とする。</p> <p>（鉄道整備基金債券原簿等に関する経過措置）</p> <p>第二条 法附則第七条第一項の規定による解散前の鉄道整備基金が法附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法（平成二年法律第四十六号）第二十八条第一項の規定により発行した鉄道整備基</p>	<p>附 則 （船舶整備債券原簿等に関する経過措置）</p> <p>第二条 法附則第六条第一項の規定による解散前の船舶整備公団が法附則第十五条の規定による廃止前の船舶整備公団法（昭和二十四年法律第四十六号）第二十六条第一項の規定により発行した船舶整備債券に係る船舶整備債券原簿及び利の取扱いについては 第一条の規定による廃止前の船舶整備債券令第八条及び第九条の規定は なるその効力を有する。この場合において 同令第八条第一項中「公団は 事務所に」とあるのは「<u>運輸施設整備事業団</u>は その船舶整備債券原簿に係る船舶整備債券の償還及びその利息の支払を定するまでの間 主たる事務所に」と 同令第九項第三号中「第二十条第一項第一号」とあるのは「運輸施設整備事業団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成九年政令第 百六十五号）第一条の規定による廃止前の船舶整備債券令第二十条第一項第一号」と 同令第九条第三項中「公団」とあるのは「<u>運輸施設整備事業団</u>」とする。</p> <p>（鉄道整備基金債券原簿等に関する経過措置）</p> <p>第二条 法附則第七条第一項の規定による解散前の鉄道整備基金が法附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法（平成二年法律第四十六号）第二十八条第一項の規定により発行した鉄道整備基</p>

金債券に係る鉄道整備基金債券原簿及び利札の取扱については
第一条の規定による廃止前の鉄道整備基金法施行令第十六条及び
第十七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同
令第十六条第一項中「基金は」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構は、その鉄道整備基金債券原簿に係る鉄道整
備基金債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間」と、同
条第三項第三号中「第十一条第三項第一号」とあるのは「運輸施設
整備事業団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成九年
政令第 百六十五号）第一条の規定による廃止前の鉄道整備基金法
施行令第十一条第二号」と、同令第十七条第三項中「基金」と
あるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」とす
る。

金債券に係る鉄道整備基金債券原簿及び利札の取扱については
第一条の規定による廃止前の鉄道整備基金法施行令第十六条及び
第十七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同
令第十六条第一項中「基金は」とあるのは「運輸施設整備事業団は、
その鉄道整備基金債券原簿に係る鉄道整備基金債券の償還及びそ
の利息の支払を完了するまでの間」と、同条第三項第三号中「第十
一条第二項第一号」とあるのは「運輸施設整備事業団法の施行に伴
う関係政令の整備に関する政令（平成九年政令第 百六十五号）第
一条の規定による廃止前の鉄道整備基金法施行令第十一条第三項
第一号」と、同令第十七条第三項中「基金」とあるのは「運輸施設
整備事業団」とする。

改 正 案	現 行
<p>（寄託金の受入れ）</p> <p>第十条 日本政策投資銀行は、法第二十條第一項に規定する業務のうち、特定の政策に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充てるため、次に掲げる寄託金の受入れをすることができる。</p> <p>一 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十二号）第二條第一項に規定する民間都市開発推進機構からの同法第四條第一項の協定に係る寄託金</p> <p>二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構からの独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十九号）附則第十一條第四項の規定によりなその効力を有するもの とされる同法附則第十四條の規定による歴史的運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）第二十一條第七項の協定に係る寄託金</p> <p>2 （略）</p>	<p>（寄託金の受入れ）</p> <p>第十条 日本政策投資銀行は、法第二十條第一項に規定する業務のうち、特定の政策に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充てるため、次に掲げる寄託金の受入れをすることができる。</p> <p>一 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十二号）第二條第一項に規定する民間都市開発推進機構からの同法第四條第一項の協定に係る寄託金</p> <p>二 運輸施設整備事業団からの運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）第二十一條第七項の協定に係る寄託金</p> <p>2 （略）</p>

国土交通省設置法第四十二条二十九号の業務等を定める政令（平成十二年政令第百九十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第四十二条十三号の政令で定める公共的団体）</p> <p>第二条 法第四十二条十三号の政令で定める公共的団体は、独立行政法人、日本道路会社、首都高速道路会社、水資源開発公社、阪神高速道路会社、本州四国連絡橋会社、地域振興整備公社、都市基盤整備公社、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、日本原子力研究所、日本芸術文化振興会、核燃料サイクル開発機構、雇用・能力開発機構又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会とする。</p>	<p>（法第四十二条十三号の政令で定める公共的団体）</p> <p>第二条 法第四十二条十三号の政令で定める公共的団体は、独立行政法人、日本道路会社、首都高速道路会社、水資源開発公社、阪神高速道路会社、日本鉄道建設会社、本州四国連絡橋会社、地域振興整備公社、都市基盤整備公社、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、日本原子力研究所、日本芸術文化振興会、核燃料サイクル開発機構、雇用・能力開発機構又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会とする。</p>

独立行政法人建築研究所法第十一条第五号の公共的団体を定める政令（平成十二年政令第三百二十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>独立行政法人建築研究所法第十一条第五号の政令で定める公共的団体は、独立行政法人、日本道路公団、首都高速道路公団、水資源開発公団、阪神高速道路公団、本州四国建設橋公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、日本原子力研究所、日本芸術文化振興会、核燃料サイクル開発機構、雇用・能力開発機構又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組連連合とする。</p>	<p>独立行政法人建築研究所法第十一条第五号の政令で定める公共的団体は、独立行政法人、日本道路公団、首都高速道路公団、水資源開発公団、阪神高速道路公団、<u>日本鉄道建設公団</u>、本州四国建設橋公団、<u>地域振興整備公団</u>、<u>都市基盤整備公団</u>、<u>宇宙開発事業団</u>、<u>労働福祉事業団</u>、<u>国民生活金融公庫</u>、<u>農林漁業金融公庫</u>、<u>住宅金融公庫</u>、<u>日本原子力研究所</u>、<u>日本芸術文化振興会</u>、<u>核燃料サイクル開発機構</u>、<u>雇用・能力開発機構</u>又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組連連合とする。</p>

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第三十条第一項第三号の法人を定める政令（平成十一年政令第五百二十三号）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第三十条第一項第三号の政令で定める法人は次に掲げる法人とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p> <p>四〇八十八（略）</p> <p>八十九 削除</p> <p>九一〇百十二（略）</p>	<p>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第三十条第一項第三号の政令で定める法人は次に掲げる法人とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 運輸施設整備事業団</p> <p>四〇八十八（略）</p> <p>八十九 日本鉄道建設公団</p> <p>九一〇百十二（略）</p>

公営事業の人札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成十三年政令第百三十四号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(特殊法人等の範囲)</p> <p>第一条 公営事業の人札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「法」といふ。)第三条第一項の政令で定める法人は 次のとおりとする。</p> <p>一 日本郵政公社 首都圏高速道路公社 新東京国際空港公社 地域振興整備公社 都市基盤整備公社 日本道路公社 阪神高速道路公社 本州四国連絡橋公社 水資源開発公社 緑資源公社 宇宙開発事業団 科学技術振興事業団 環境事業団 国際協力事業団 労働福祉事業団 帝都高速度交運営団 関西国際空港株式会社 核燃料サイクル開発機構 雇用・能力開発機構 新工ネルギー・産業技術総合開発機構 日本芸術文化振興会 日本原子力研究所 日本体育・学校健康センター、日本中央競馬会 年金資金運用基金及び放送大学学園</p> <p>二 (略)</p> <p>三 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館 独立行政法人国立少年自然の家 独立行政法人国立女性教育会館 独立行政法人国立青年の家 独立行政法人国立博物館 独立行政法人国立美術館及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p>	<p>(特殊法人等の範囲)</p> <p>第一条 公営事業の人札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「法」といふ。)第三条第一項の政令で定める法人は 次のとおりとする。</p> <p>一 日本郵政公社 首都圏高速道路公社 新東京国際空港公社 地域振興整備公社 都市基盤整備公社 日本鉄道建設公社 日本道路公社 阪神高速道路公社 本州四国連絡橋公社 水資源開発公社 緑資源公社 宇宙開発事業団 科学技術振興事業団 環境事業団 国際協力事業団 労働福祉事業団 帝都高速度交運営団 関西国際空港株式会社 核燃料サイクル開発機構 雇用・能力開発機構 新工ネルギー・産業技術総合開発機構 日本芸術文化振興会 日本原子力研究所 日本体育・学校健康センター、日本中央競馬会 年金資金運用基金及び放送大学学園</p> <p>二 (略)</p> <p>三 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館 独立行政法人国立少年自然の家 独立行政法人国立女性教育会館 独立行政法人国立青年の家 独立行政法人国立博物館及び独立行政法人国立美術館</p>

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十二年政令第
三百四十五号）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（新会社に関する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の規定の適用）</p> <p>第四条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四 年法律第百八十号）第十七条第三項の規定の適用については 新会 社を新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成二年法 律第四十五号）第一条に規定する旅客鉄道株式会社とみなす。</p>	<p>（新会社に関する運輸施設整備事業団法施行令の規定の適用）</p> <p>第四条 運輸施設整備事業団法施行令（平成九年政令第百六十四 号）第六条第三項第一号の規定の適用については 新会社を新幹線 鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成二年法律第四十五 号）第一条に規定する旅客鉄道株式会社とみなす。</p>

改 正 案	現 行
<p>(総局政策局の所掌事務)</p> <p>第四十条 総局政策局は 次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の組織及び運営一般並びに同機構の行つ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)第二十一条第二項第十五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する事</p> <p>六〜四十三 (略)</p> <p>四十四 高齢者 身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)の施行に関する事(他局の所掌に属するものを除く)。</p> <p>四十五〜五十七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(総局政策局の所掌事務)</p> <p>第四十条 総局政策局は 次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 <u>運輸施設整備事業団の組織及び運営一般並びに同事業団の行つ運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十二号)第二十一条第一項第十六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに高齢者 身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)第二十一条第一項に掲げる業務に関する事</u></p> <p>六〜四十三 (略)</p> <p>四十四 <u>高齢者 身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事(他局の所掌に属するものを除く)。</u></p> <p>四十五〜五十七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(交通計画課の所掌事務)</p> <p>第四十一条 交通計画課は 次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の組織及び運営一般に関する事</p>	<p>(交通計画課の所掌事務)</p> <p>第四十一条 交通計画課は 次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>運輸施設整備事業団の組織及び運営一般並びに同事業団の行つ高齢者 身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化</u></p>

~~四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行つて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十一 条第一項第十五号の業務に関するじゆ~~

(技術安全課の所掌事務)

第五十条 技術安全課は 次に掲げる事務をつかさどる

一 (略)

~~二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行つて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十一 条第一項第十五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関するじゆ~~

三 八 (略)

(財務課の所掌事務)

第二百十六条 財務課は 次に掲げる事務をつかさどる

一 三 (略)

~~四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行つて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十一 条第一項第一号から第二号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第一 項及び第二 項の業務に関するじゆ~~

五 九 (略)

~~の促進に関する法律第二十一 条第一項に掲げる業務に関するじゆ~~

(技術安全課の所掌事務)

第五十条 技術安全課は 次に掲げる事務をつかさどる

一 (略)

~~二 運輸施設整備事業団の行つて運輸施設整備事業団法第二 十 条第一 項第十六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関するじゆ~~

三 八 (略)

(財務課の所掌事務)

第二百十六条 財務課は 次に掲げる事務をつかさどる

一 三 (略)

~~四 運輸施設整備事業団の行つて運輸施設整備事業団法第二 十 条第一 項第一号から第二号までの業務及びこれらに附帯する業務並 びに同条第一 項の業務に関するじゆ~~

~~五 日本鉄道建設公団の行つて業務に関するじゆ~~

六 十 (略)

(海事産業課の所掌事務)

第百四十二条 海事産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 ~~独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備権の行使等に関する法律~~
~~独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備権の行使等に関する法律~~
~~独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備権の行使等に関する法律~~
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備権の行使等に関する法律
第十四条第一項第十七号及び
第十八号の業務並びにこれらに附帯する業務に関する事

五～八 (略)

(造船課の所掌事務)

第百四十七条 造船課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 ~~独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備権の行使等に関する法律~~
~~独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備権の行使等に関する法律~~
~~独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備権の行使等に関する法律~~
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備権の行使等に関する法律
第十四条第一項第十八号の業務並びにこれらに附帯する業務に関する事

四 (略)

(技術課の所掌事務)

第百五十一条 技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 ~~独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備権の行使等に関する法律~~
~~独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備権の行使等に関する法律~~
~~独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備権の行使等に関する法律~~
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備権の行使等に関する法律
第十四条第一項第九号から第十四号までの業務及びこれらに附帯する業務に関する事
(造船課の所掌に属するものを除く)。

(海事産業課の所掌事務)

第百四十二条 海事産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 ~~運輸施設整備事業団の行つて運輸施設整備事業団法第二十条第~~
~~運輸施設整備事業団の行つて運輸施設整備事業団法第二十条第~~
~~運輸施設整備事業団の行つて運輸施設整備事業団法第二十条第~~
運輸施設整備事業団の行つて運輸施設整備事業団法第二十条第
一項第四号から第九号までの業務及びこれらに附帯する業務に
関すること

五～八 (略)

(造船課の所掌事務)

第百四十七条 造船課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 ~~運輸施設整備事業団の行つて高度船舶技術を用いた船舶等の製~~
~~運輸施設整備事業団の行つて高度船舶技術を用いた船舶等の製~~
~~運輸施設整備事業団の行つて高度船舶技術を用いた船舶等の製~~
運輸施設整備事業団の行つて高度船舶技術を用いた船舶等の製
造に必要な資金の借入れに係る債務保証業務及びこれに附帯す
る業務に関する事

四 (略)

(技術課の所掌事務)

第百五十一条 技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 ~~運輸施設整備事業団の行つて運輸施設整備事業団法第二十条第~~
~~運輸施設整備事業団の行つて運輸施設整備事業団法第二十条第~~
~~運輸施設整備事業団の行つて運輸施設整備事業団法第二十条第~~
運輸施設整備事業団の行つて運輸施設整備事業団法第二十条第
一項第十号から第十五号までの業務及びこれらに附帯する業務
に関する事(造船課の所掌に属するものを除く)。

四七 (略)

附 則

(鉄道局総務課の所掌事務の特例)

第二十一条 鉄道局総務課は 第百二十三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う日本国有鉄道運営事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百二十六号以下「債務等処理法」といづ)第二十一条第一項の特例義務(以下「特例義務」といづ)に関すること(鉄道局施設課の所掌に属するものを除く)。

三 (略)

(鉄道局財務課の所掌事務の特例)

第二十三条 鉄道局財務課は 第百二十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第四号の業務及びこれに附帯する業務、同条第二項の業務並びに同条第四項の業務のうち協定に係る業務に関する事務をつかさどる。

四七 (略)

附 則

(鉄道局総務課の所掌事務の特例)

第二十一条 鉄道局総務課は 第百二十三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 日本鉄道建設公団の行う日本国有鉄道運営事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百二十六号以下「債務等処理法」といづ)第二十一条第一項の特例義務(以下「特例義務」といづ)に関すること(鉄道局施設課の所掌に属するものを除く)。

三 (略)

(鉄道局財務課の所掌事務の特例)

第二十三条 鉄道局財務課は 第百二十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、運輸施設整備事業団の行う運輸施設整備事業団法附則第十四条第一項及び第二項の業務に関する事務をつかさどる。

21 債務等処理法第十三条第一項から第三項までの規定により特例業務が行われる場合には 第百二十六条第五号中「業務に関する」と

(鉄道局施設課の所掌事務の特例)

第二十四条 鉄道局施設課は、第百二十九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が特例業務として行う宅地の造成及びこれに関連する施設の整備に関する技術上の計画に関する事務をつかさどる。

(海軍局海軍産業課の所掌事務の特例)

第二十五条 海軍局海軍産業課は、第百四十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第一号の業務及びこれに附帯する業務並びに同条第四項の業務のうち貸付契約及び保証契約に係る業務に関する事務をつかさどる。

(海軍局国内買物課の所掌事務の特例)

第二十五条の二 海軍局国内買物課は、第百四十五条に規定する事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務に関する事務をつかさどる。

~~と、とあるのは「業務に関する」と(総務課及び施設課の所掌に属するものを除く)」とする。~~

(鉄道局施設課の所掌事務の特例)

第二十四条 鉄道局施設課は、第百二十九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、日本鉄道建設公団が特例業務として行う宅地の造成及びこれに関連する施設の整備に関する技術上の計画に関する事務をつかさどる。

(海軍局海軍産業課の所掌事務の特例)

第二十五条 海軍局海軍産業課は、第百四十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、運輸施設整備事業団の行う運輸施設整備事業団法附則第十四条第一項第一号の業務及びこれに附帯する業務に関する事務をつかさどる。

(海軍局造船課の所掌事務の特例)

第二十六条 海軍局造船課は、第百四十七条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務に関する事務をつかさどる。

(海軍局造船課の所掌事務の特例)

第二十六条 海軍局造船課は、第百四十七条各号に掲げる事務のほか、当分の間、運輸施設整備事業団の行う運輸施設整備事業団法附則第十四条第二項第二号の業務及びこれに附帯する業務に関する事務をつかさどる。

改 正 案	現 行
<p>附 則 (海運分科会の所掌事務の特例)</p> <p>第二条 海運分科会は 第六条第一項の表海運分科会の項下欄に掲げる事務をつかさどるほか、当分の間、独立行政法人港湾建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号) 附則第十一条第九項の規定によりなもその効力を有するものとしてれる旧海運業基盤整備事業協会法(昭和五十二年法律第百三十三号)の規定により審議会の権限に属せられた事項を処理する。</p>	<p>附 則 (海運分科会の所掌事務の特例)</p> <p>第二条 海運分科会は 第六条第一項の表海運分科会の項下欄に掲げる事務をつかさどるほか、当分の間、 <u>運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号) 附則第十四条第五項の規定によりなもその効力を有するものとして</u>れる旧海運業基盤整備事業協会法(昭和五十二年法律第百三十三号)の規定により審議会の権限に属せられた事項を処理する。</p>

国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成二十二年政令第三百二十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行																				
<p>（分科会）</p> <p>第五条 委員会に 次の表の上欄に掲げる分科会を置き これらの分科会の所掌事務は 独立行政法人通則法第十二 条第二 項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">名称 (略)</td> <td style="text-align: center;">独立行政法人 (略)</td> </tr> <tr> <td>自動車検査分科会</td> <td>自動車検査独立行政法人</td> </tr> <tr> <td>鉄道建設・運輸施設整備権之授権機構分科会</td> <td>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備権之授権機構</td> </tr> </table> <p>ろ六 (略)</p> <p>（庶務）</p> <p>第九条 委員会の庶務は 国土交通省政策総括官において総括し 及び処理する。ただし 次の表の上欄に掲げる分科会の庶務については それぞれ同表の下欄に定めるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">分科会 (略)</td> <td style="text-align: center;">担当課等 (略)</td> </tr> <tr> <td>自動車検査分科会</td> <td>自動車交通局技術安全部技術企画課において処理する。</td> </tr> <tr> <td>鉄道建設・運輸施設整備権之授権機構</td> <td>総合政策局交通計画課におい</td> </tr> </table>	名称 (略)	独立行政法人 (略)	自動車検査分科会	自動車検査独立行政法人	鉄道建設・運輸施設整備権之授権機構分科会	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備権之授権機構	分科会 (略)	担当課等 (略)	自動車検査分科会	自動車交通局技術安全部技術企画課において処理する。	鉄道建設・運輸施設整備権之授権機構	総合政策局交通計画課におい	<p>（分科会）</p> <p>第五条 委員会に 次の表の上欄に掲げる分科会を置き これらの分科会の所掌事務は 独立行政法人通則法第十二 条第二 項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">名称 (略)</td> <td style="text-align: center;">独立行政法人 (略)</td> </tr> <tr> <td>自動車検査分科会</td> <td>自動車検査独立行政法人</td> </tr> </table> <p>ろ六 (略)</p> <p>（庶務）</p> <p>第九条 委員会の庶務は 国土交通省政策総括官において総括し 及び処理する。ただし 次の表の上欄に掲げる分科会の庶務については それぞれ同表の下欄に定めるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">分科会 (略)</td> <td style="text-align: center;">担当課等 (略)</td> </tr> <tr> <td>自動車検査分科会</td> <td>自動車交通局技術安全部技術企画課において処理する。</td> </tr> </table>	名称 (略)	独立行政法人 (略)	自動車検査分科会	自動車検査独立行政法人	分科会 (略)	担当課等 (略)	自動車検査分科会	自動車交通局技術安全部技術企画課において処理する。
名称 (略)	独立行政法人 (略)																				
自動車検査分科会	自動車検査独立行政法人																				
鉄道建設・運輸施設整備権之授権機構分科会	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備権之授権機構																				
分科会 (略)	担当課等 (略)																				
自動車検査分科会	自動車交通局技術安全部技術企画課において処理する。																				
鉄道建設・運輸施設整備権之授権機構	総合政策局交通計画課におい																				
名称 (略)	独立行政法人 (略)																				
自動車検査分科会	自動車検査独立行政法人																				
分科会 (略)	担当課等 (略)																				
自動車検査分科会	自動車交通局技術安全部技術企画課において処理する。																				

標記

記号